

令和2年第2回定例会

新十津川町議会定例会会議録

令和2年6月3日 開会

令和2年6月5日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

令和2年第2回新十津川町議会定例会

令和2年6月3日（水曜日）

午前10時開会

◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営委員長報告
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
 - 1) 事務報告
 - 2) 閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告
 - 3) 例月現金出納検査結果報告
- 第5 行政報告
- 第6 教育行政報告
- 第7 一般質問
- 第8 請願第1号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める請願
- 第9 報告第2号 令和元年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第10 報告第3号 株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告について
- 第11 報告第4号 一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告について
- 第12 議案第32号 新十津川町不妊治療費の助成に関する条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第13 議案第33号 新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第14 議案第34号 令和2年度新十津川町一般会計補正予算（第5号）
(内容説明まで)
- 第15 議案第35号 令和2年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
(内容説明まで)
- 第16 議案第36号 財産の取得について
(内容説明まで)

◎出席議員（11名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 井向一徳君 | 2番 | 村井利行君 |
| 3番 | 進藤久美子君 | 4番 | 鈴井康裕君 |
| 5番 | 小玉博崇君 | 6番 | 杉本初美君 |
| 7番 | 西内陽美君 | 8番 | 長谷川秀樹君 |
| 9番 | 長名實君 | 10番 | 安中経人君 |
| 11番 | 笹木正文君 | | |

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊 田	義 信	君
副町長	小 林	透	君
教育長	久保田	純 史	君
代表監査委員	岩 井	良 道	君
監査委員	奥 芝	理 郎	君
会計管理者	内 田	充	君
総務課長	寺 田	佳 正	君
住民課長	平 田	智 子	君
保健福祉課長	長 島	史 和	君
産業振興課長兼			
農業委員会事務局長	小 松	敬 典	君
建設課長	谷 口	秀 樹	君
教育委員会事務局長	後 木	満 男	君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中 畑	晃	君
--------	-----	---	---

◎開会の宣告

○議長（笹木正文君） 皆さんおはようございます。

緑が美しい初夏の季節を迎えましたけれども、世界各地で蔓延する新型コロナウイルスが、未だ終息の気配がない状態であり、心浮き立つ陽気とは裏腹に、先の見えない不安に心が痛むばかりであります。

この度、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、生活に影響を受けている皆さまに對しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

また、この感染症治療に当たっている医療関係の皆様への献身的な努力に敬意と感謝を申し上げる次第です。

国や北海道による緊急事態措置によって、感染拡大の抑制は図られているものの、日常生活や経済活動における自粛や制限を受ける日々は当面続くものと思われま

しかし、我々には、町民の幸せと郷土の発展のために尽くす責務がありますので、皆さまにはあらゆる感染予防策を講じていただき、今定例会に臨んでいただきますようお願い申し上げます。

それでは、定例会の初日は町民憲章を朗読するのが通例でございますが、これを割愛いたしまして、ただ今から、令和2年第2回新十津川町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（笹木正文君） ただ今出席している議員は、11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、5番、小玉博崇君。6番、杉本初美君。兩名を指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（笹木正文君） 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

報告を求めます。

西内議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長 西内陽美君登壇〕

○議会運営委員会委員長（西内陽美君） おはようございます。議長からご指示がありましたので、議会運営委員会報告を申し上げます。

日時は、令和2年5月29日金曜日、午前9時55分から午前10時45分まで。場所は、議会

委員会室でございます。出席者は、記載のとおりでございます。

説明員といたしまして、小林副町長、寺田総務課長のご出席を賜りました。

協議事項は6件でございます。

(1) 令和2年第2回町議会定例会の会期は、議案等を考慮し、6月3日から6月5日までの3日間といたしたいとするものでございます。

(2) 日程については、裏面に記載のとおり執り進めたいとするものでございます。

(3) 付議案件は、報告3件、条例の一部改正2件、令和2年度会計補正予算2件、財産の取得1件、任命17件、諮問2件の計27件である旨、総務課長から説明を受けてございます。

(4) 一般質問の通告は、お二人、2件でございます。

(5) 定例会における新型コロナウイルス感染症予防対策について確認いたしました。申し合わせた事項につきましては、定例会出席者に対して文書により周知することにしておりますので、皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

(6) 請願、陳情等の受理状況について、5月28日現在、請願1件、陳情2件を受理している旨、議会事務局長から報告を受けてございます。請願1件を所管の委員会に付託してございます。

以上を申し上げまして、議会運営委員会報告とさせていただきます。議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会期の決定

○議長（笹木正文君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、ただ今、議会運営委員長報告のとおり、本日から6月5日までの3日間といたしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月5日までの3日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（笹木正文君） 日程第4、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中における委員会所管事務調査報告、3番の例月現金出納検査結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

◎行政報告

○議長（笹木正文君） 日程第5、町長の行政報告につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

◎教育行政報告

○議長（笹木正文君） 日程第6、教育行政報告を行います。

教育長の教育行政報告につきましても、お手元に配付のとおりでございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

◎日程変更

○議長（笹木正文君） お諮りいたします。

日程の順序を変更し、日程第7、一般質問を午後1時から行うこととして、午前中は日程第8以後を先に審議いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第7、一般質問を午後1時から行うこととして、午前中は日程第8以後を先に審議することに決定いたしました。

◎請願第1号の上程、説明、委員会付託

○議長（笹木正文君） 日程第8、請願第1号、新たな基本計画における農村振興の強化を求める請願を議題といたします。

紹介議員であります、井向一徳君より内容の説明を求めます。

1番、井向一徳君。

〔1番 井向一徳君登壇〕

○1番（井向一徳君）

〔説明の記載省略〕

○議長（笹木正文君） 内容の説明を終わります。

本件につきましては、お手元にお配りした請願文書表のとおり、所管の経済文教常任委員会に付託をいたします。

◎報告第2号の報告、説明及び質疑

○議長（笹木正文君） 日程第9、報告第2号、令和元年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） おはようございます。ただ今上程いただきました報告第2号、令和元年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、同項の規定により報告をする。

なお、内容につきましては総務課長より説明申し上げますので、ご承認賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（笹木正文君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） おはようございます。それでは、ただ今上程いただきました報告第2号、令和元年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、内容の説明を申し上げます。

本件につきましては、本年の第1回定例会において、繰越明許費の議決をいただいたもので、令和2年度に全額繰り越しの措置を行いましたので、報告させていただくものでございます。

議案の3ページをお開き願います。

8款土木費、3項河川費、河川維持管理事業、金額、翌年度繰越額ともに4,257万円、未収入特定財源は、国道支出金2,826万2千円、一般財源1,430万8千円でございます。

内容につきましては、大和北10号排水路改修工事で、国の農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金を充当しての施工でございますが、昨年末から北海道内における事業調整がございまして、本年2月に本町の令和2年度施工予定部分の一部が追加採択となりましたので、繰越の手続きを行ったものでございます。

以上、令和元年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告の内容を申し上げます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第2号、令和元年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎報告第3号の報告、説明及び質疑

○議長（笹木正文君） 日程第10、報告第3号、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました報告第3号、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況を説明する書類を添付し、報告をする。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、ご承認賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） それでは、総合振興公社第47期の事業につきまして、お手元の事業報告書により、要点を絞ってご説明を申し上げます。

2ページでございます。

2ページの1、特産品販売事業では、特産品発送事業において、グリーンアスパラ収量不足が影響し、発送件数は前年度対比11.2パーセントの減少となりました。

ふるさと納税返礼商品発送につきましては、メロンの件数が増えたことにより、発送件数は、前年度対比2.5パーセントの増加となりました。

3ページでございます。

3ページの3、加工事業につきましては、主力のメロン加工品で原料調達量が前年度比21.6トンの減少となりましたことから、加工品の売上が大きく減少いたしました。

4ページでございます。

(11)のお米シロップでございますが、製パン改良剤及び甘味料として、株式会社セコマが販売するパンの原料として取り扱いをいただきました。全道のセイコーマートでお米シロップを使用したパン2種類が新十津川町とのコラボ商品として、本年1月27日から5週間販売されまして、約4万1,000個が販売されました。

5ページでございます。

5ページの5、宿泊施設事業につきまして、2月、3月でございますが、新型コロナウイルスの影響によりまして、合宿660名、宴会320名のキャンセルが生じました。収入といたしましては700万円の収入減となりまして、年間を通しますと793万1千円の損失となりました。

7ページ、8ページには、貸借対照表、損益計算書を添付してございます。当期売上高は2億5,163万1,421円、営業利益287万4,889円となります。

9ページには、剰余金の処分に関する資料を掲載してございます。当期純利益219万4,284円を前年度繰越利益剰余金に加えた、3,524万3,170円を次年度に繰越すことといたします。

以上を申し上げ、新十津川総合振興公社第47期の事業報告とさせていただきます。よろしくご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第3号、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎報告第4号の報告、説明及び質疑

○議長（笹木正文君） 日程第11、報告第4号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程をいただきました報告第4号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況を説明する書類を添付し、報告する。

なお、内容につきましては産業振興課長より説明申し上げますので、承認賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 小松敬典君登壇〕

○産業振興課長（小松敬典君） それでは報告第4号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告を申し上げます。

お手元の令和元年度第8期事業報告書並びに決算報告書に基づき、ご説明を申し上げます。

初めに、第8期の事業報告でございます。2ページをお開きください。

1の農地利用集積円滑化事業の令和元年度農地賃貸借実績を一覧表に記載させていただいております。昨年は、賃貸借契約が12件、田で28万9,444平方メートル、水田認定面積で2,863アールの契約実績となっております。

3ページ、2番の農地中間管理事業は、花月地区におきまして1件、その他経営移譲に伴い3件の名義変更も行っております。

3の多様な担い手の育成支援事業では、婚活事業を札幌市内において6月、8月、11月の3回開催し、延べ10組のカップルが成立したとお聞きしております。

農業次世代人材投資事業におきましては、昨年度に引き続き、経営開始型で2組の夫婦が新規就農者として対象となっております。

また、スマート農業の推進として、農薬散布用ドローンの資格取得費助成と、水田の水位と温度をスマートフォンに知らせてくれる水田センサーの通信料の助成を行いました。

次に、昨年からはピンネ農業公社が業務を引き継ぎました、4番の修得センター事業は、常勤職員5名と季節によって1名から5名の臨時職員で業務に当たっております。

業務を大きく二つに分けますと、ミニトマトや椎茸、イチゴ、アスパラなどの販売部門とミニトマトやメロン、長ネギ、スイカなど、農家さんへ苗のあっせん部門とに分かれます。

4ページをお開きください。

4ページ中段以降に記載されている作物ごとの収支の内容ですが、販売品の収入面では、ミニトマトが計画していた収量を大きく上回った半面、椎茸を中心に目標生産量を下回ったこと、また、販売単価は総じて価格が低迷したことにより、収入額は、ミニトマトを除いて、計画より大幅な減収となっております。

また、支出の面では、働き方改革を遵守するための職員の増員、効率的な作業を進める

ための資材投資などがございまして、出費が増える結果となってしまいました。

次に、5番の中山間地域等直接支払交付金事業では、町内10集落のうち7集落から事務委託を受けて業務を進めてございます。

5ページの農作業人材マッチング事業は、作業従事者の募集などを農業公社のホームページと町広報で周知を行い、11件の農家さんのあっせん登録があったものの、1件の問い合わせしかなかったとお聞きしてございます。

次の6ページから8ページの主な事業経過につきましては、後ほどお目通しいただければと思います。

続きまして、9ページ以降の第8期の決算報告書をご説明申し上げます。10ページをお開きください。

まず初めに貸借対照表でございしますが、令和元年度は、預金や固定資産の資産合計で991万9,696円となっております。今回、固定資産の建物付属設備の増加につきましては、新たな椎茸ハウスの給水設備の設備投資によるものでございます。

負債の合計としましては399万3,482円で、未払費用の内訳は、3月分の人件費、農協から購入した資材代などとなっております。

差引き一般正味財産は、昨年より98万7,713円減って、92万2,985円。資本金に当たる基金500万円などと合わせまして、正味財産の合計では592万6,214円となっております。

続いて、13ページ目が損益計算書となっております。

こちら上段が収入の総括表、下段が支出の総括表ということで分かれてございます。

まず収入の部から。

公益事業収入としては、町からの負担金が3月の補正額も含め1,551万7千円。ピンネ農協からの負担額が514万円となっております。諸収入の婚活事業への負担金は、営農振興対策協議会から19万5千円と中山間10集落からそれぞれ3万円を負担していただきまして、合わせまして49万5,265円となっております。

収益事業の収入の修得センター事業では、生産物の販売で1,280万6,982円、育苗品の販売で1,047万606円、その他が3万780円となっております。合わせて2,330万8,368円となっております。

2番の中山間事業では、それぞれの集落に入る交付金の2.5パーセントを事務委託料として7つの集落から186万5千円を頂いてございます。

その他、農事組合法人アグロスからの事務委託料が加わり、収入合計で4,637万5,734円となっております。

次に下段の支出の部の公益事業につきましては、2番の多様な担い手育成支援事業237万6,233円は、水田センサー29名分、50台分の通信費の助成51万3千円とドローン免許取得助成3万円を27名分、81万円が主なものでございます。

公社運営事業の740万9,164円は、職員給与、車のリース、税理士顧問料を含みます事務費に加えまして、昨年は椎茸ハウスの棚部材の材料費などとなっております。

次に収益事業の修得センター事業3,614万831円は、職員の給料、手当、社会保険料のほか、資材、光熱水費など修得センターに係るすべての経費となっております。

中山間事業におきましては、局長人件費3か月分を中山間費用に充当し、その他車両のリースと車両の維持費が主なものとなっております。

収入、支出の詳細につきましては、14ページから16ページに記載しておりますので、お目通しいただければと思います。

以上、令和元年度一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告とさせていただきます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 4ページの真ん中からちょっと上辺りに、農協観光が主催する収穫体験ツアーというのがありますので、これについてお聞きしたいのですけれども、インターネットなんかで見ますと、この株式会社が行っているこういったツアー、かなり滝川、新十津川方面のツアーというのが何本も企画されているようなのですが、本町では、こういったツアーに対して特にPRとか、依頼している費用というのが上がってきてはおりませんので、この農協観光が主催するツアーがどのようなものなのかとか、また、今後どういうふうに取り組んでいくのかということをお聞きしたいと思います。

内容を見ましたら、農産物のPR以外にも観光という面でも、かなり将来性が期待できるようなツアーがだいぶ載ってきていますので、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（小松敬典君） ただ今のツアーの件なのですが、中身につきましては詳しく調べてございませんでしたので、後ほどお答えさせていただきます。失礼いたします。

○議長（笹木正文君） 西内議員、よろしいですか。

それでは、後ほどということをお願いいたします。

ほかに質疑ございませんか。

10番、安中経人君。

○10番（安中経人君） 5ページの6番の農作業人材マッチング事業ということで、作業募集登録数が11件で、問い合わせ1件ということで、現在、経営面積が拡大している。それから、逆に労力の軽減化を図るということでGPS付きの農機具に対する導入も図っている。そういう中で、ここに登録件数が11件と、総人数で労働力の確保について充足しているかどうか、懸念材料があるかないか、この年はどうであったかというのを、ちょっと分析して説明お願いしたいなと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（小松敬典君） 10番議員のご質疑にお答えさせていただきます。

こちらの方は、農業公社の方で行っている人材マッチングということで、周知の方法もホームページ、それから町の広報ということなのですが、これと並行しましてJAピンネさんの方でも人材の斡旋を、特に春の忙しい繁忙期にやっております。

今年の実績と言いますか、状況をいろいろ聞きますと、新型コロナウイルスの関係で都会の都市部の方々に働きたいという人がかなり多くいたようで、今年度につきましては、実際、これ去年のピンネ農業公社の実績なのですけれども、実際に今年度については、農家さんの

方で募集したいという人員と、それから供給量がある程度マッチしていたというように聞いております。

実際に少し遠いのですけれども、岩見沢ですとか札幌近郊の方からも、そういった方々が新十津川の田植え時期に働きに来ている方もかなり多く聞いておりましたので、今年度については、人がある程度足りていたのだというふうに考えております。以上です。

○議長（笹木正文君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑はないようですけれども、先ほどの7番、西内陽美君の質疑がありますので、ここは少し保留ということにさせていただいて、また、後ほどここに触れたいと思います。

◎議案第32号の上程、説明

○議長（笹木正文君） そこを飛ばしまして、日程第12に入りたいと思います。

議案第32号、新十津川町不妊治療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第32号、新十津川町不妊治療費の助成に関する条例の一部改正について。

新十津川町不妊治療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定める。提案理由でございます。新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から不妊治療の開始日を一定期間延期した夫婦について、当該不妊治療に要する費用の助成要件を緩和するため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては保健福祉課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 長島史和君登壇〕

○保健福祉課長（長島史和君） ただ今上程いただきました議案第32号、新十津川町不妊治療費の助成に関する条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

本条例は、不妊治療を受けている夫婦に対し、不妊治療に要する費用を助成し、当該夫婦の経済的負担を軽減することで、少子化対策の推進に寄与することを目的としております。

今回の改正理由としましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、不妊治療の開始日を一定期間延期した夫婦について、当該不妊治療に要する費用の助成の要件となる妻の年齢について時限的に緩和するため、不妊治療費の助成に関する条例の一部を改正するものであります。

お手元の新旧対照表1ページをご覧ください。

附則第1項に見出しとして施行期日を、附則第2項の見出しとして経過措置を新たに付しております。

新型コロナウイルス感染症に関する特例として、附則第3項を新たに加えるものであります。

条例、第4条第2号の規定では、不妊治療を開始した日における妻の年齢が満43歳未満であることと定められておりますが、令和2年3月31日において妻の年齢が42歳である夫婦が、令和2年度に不妊治療を誕生日前に始める予定であったものが、新型コロナウイルス感染症の影響により治療の延期を余儀なくされ、妻が43歳を迎えてしまうと助成対象から外れてしまうため、令和2年度においては、妻の年齢が満44歳未満までの夫婦が対象となるよう年齢条件を緩和するものでございます。

議案をご覧ください。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行いたします。

以上、議案第32号、新十津川町不妊治療費の助成に関する条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第32号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで、11時まで休憩といたします。

(午前10時44分)

○議長（笹木正文君） 休憩をとき、会議を再開いたします。

(午前11時00分)

◎報告第4号の質疑

○議長（笹木正文君） ここで先ほど保留といたしました、報告第4号、一般財団法人ピネ農業公社の経営状況の報告についての西内議員の質疑に対する答弁を、産業振興課長よりお願いいたします。

産業振興課長。

○産業振興課長（小松敬典君） 先ほどの7番議員の質疑にお答えさせていただきます。

現在、修得センターを場所に、民間の農協観光が主催している、ここに書いておりますツアーですが、こちら農協観光独自の企画で行っているものでございまして、たまたま修得センターがこういった収穫の場として使われているというようなことございまして、ここに書いてありますように、椎茸の収穫が2回と、それからミニトマトの収穫が1回というような実績でございます。

今後、このような企画を観光とタイアップして、町の方でということなのですが、類似した事業が産業振興課の商工観光グループの方でもこれまでやってきておまして、以前、北大と3年間ほどタイアップして、新十津川町内に観光資源ってどういうものがあるのかということで新十津川の観光資源発掘事業というものを行ってまいりまして、それからずっと今続いている事業で、町も若干助成しているわけなのですが、新十津川観光を民間の会社、民間のツアーで日帰り、例えば、そば打ち体験だったりだとか、農家の収穫体

験をやっていただくというようなツアーが、昨年も実施されております。

実績でございますけども、シービーツアーズというツアー会社が、昨年4回、そして、農協観光さんの方が3回実施していただいております。

今後につきましても、今年も若干の予算を見ながら宣伝広告費だとかというものを予算化計上しているわけなのですが、今年度はご存知のとおり新型コロナの関係で、今のところ連絡は取り合っているのですけれども、今年度の当面の計画はまだ立っていないという状況でございますので、今後におきましても、少なくともこの2社とは連絡を取り合いながら進めていきたいなというふうに考えてございます。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかにこの報告第4号についての質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第4号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎議案第33号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第13、議案第33号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第33号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について。

新十津川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。地方税法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴う国民健康保険税の課税限度額等の改正及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者等に対する国民健康保険税の減免に係る所要の改正を行うため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては住民課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 平田智子君登壇〕

○住民課長（平田智子君） ただ今上程いただきました議案第33号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴い、本町における国民健康保険税条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の要点は、3点ございまして、課税限度額の引上げ、軽減判定所得の見直しと新型

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の減免措置の適用となっております。5月14日に開催いたしました国民健康保険税審議会での審議を経て、今回、改正を行いたいとするものでございます。

お手元の新旧対照表によりご説明させていただきますので、新旧対照表3ページをご覧ください。

まず、第2条の改正規定は、1点目の課税限度額の引上げでございます。

これは、高所得者層に、より多くの負担を求める措置となっております。具体的には、第2項で基礎課税額に係る課税限度額を現行の61万円から63万円に2万円引上げ、第4項で介護給付金課税額を現行の16万円から17万円に1万円引上げる内容となっております。これにより国保税合計の課税限度額は、現行の96万円から99万円に3万円引上げられます。この引上げにより影響を受ける世帯数は、限度額超過世帯86世帯で、税額としては引上げ分による増収が185万円と見込んでございます。

次に、第21条の改正規定が、2点目の軽減判定所得の見直しでございます。

これは、保険税の負担能力が特に不足している被保険者を救済するための措置でございます。4ページに移りまして、第2号では5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘じるべき金額を28万円から28万5千円に、第3号では2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘じるべき金額を51万円から52万円に、それぞれ引き上げるものでございます。

その結果、軽減の効果としては、2割軽減から5割軽減に変わる世帯は4世帯、軽減なしから新たに2割軽減になる世帯は4世帯で、税額としては19万8千円の減収となる見込みでございます。

次に、第22条の減免の定めを、新型コロナウイルス感染症に係る減免措置が適用できる規定に改めるもので、第2項の減免を受けようとする者の申請の時期や必要な提出書類に関する定めを国民健康保険税の減免の取扱いに関する規則に委任する旨の規定に改め、次に5ページに移りまして、附則第4項及び第5項の譲渡所得に係る課税の特例の定めを、減免対象世帯に適用するため引用条項を追加するものでございます。

本条例においては、減免の取扱いに関する細部の規定は規則で定めることといたしておりますので、今回の減免措置の概要について、ご説明申し上げます。

まず、減免の対象となるのは、令和2年1月以降に新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合、または事業収入等が前年と比較して30パーセント以上減少した世帯で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が到来する令和元年度及び令和2年度分の税が対象となります。申請にあたっては、令和元年度分の税は既に納期限が経過していることから、本条例の施行日から1か月後、または納期限のいずれか遅い日を期限として申請書等の提出が必要となります。また、減免額としては主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合は全額免除となりますが、減収の場合は前年の所得等を用いた算定方式により算出して決定するものでございます。

なお、この減免措置に伴う減収分については、令和元年度分は10分の10を特別調整交付金で、令和2年度分は10分の6を災害等臨時特例補助金で、残り10分の4は特別調整交付金の交付対象となる予定でございます。

最後に、議案書の11ページに戻りまして、附則について申し上げます。

第1項で条例の施行日を公布の日と定め、附則第4項及び第5項の改正規定の施行日については令和3年1月1日と定めてございます。また、第2項では、減免規定を除く改正後の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する規定となっております。

以上、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第33号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第34号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第14、議案第34号、令和2年度新十津川町一般会計補正予算第5号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第34号、令和2年度新十津川町一般会計補正予算第5号。

令和2年度新十津川町一般会計補正予算第5号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ810万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億280万8千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました、令和2年度新十津川町一般会計補正予算第5号につきまして、内容をご説明申し上げます。

20ページ、21ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみ申し上げます。

総括、歳入。

15款、国庫支出金。補正額761万2千円、これは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。計12億3,926万3千円。

19款、繰入金。補正額49万5千円、これは財政調整基金からの繰入金でございます。計8億9,992万3千円。

歳入合計、補正額810万7千円、計95億280万8千円。

次に、歳出でございます。

4 款、衛生費。補正額104万 4 千円、計 5 億6,306万円。財源内訳、特定財源で国道支出金104万 4 千円。

9 款、消防費。補正額253万 3 千円、計 4 億4,749万 8 千円。財源内訳、特定財源、国道支出金で253万 3 千円。

10款、教育費。補正額453万円、計 5 億2,850万 3 千円。財源内訳は特定財源、国道支出金で403万 5 千円、一般財源で49万 5 千円。

歳出合計、補正額810万 7 千円、計95億280万 8 千円。財源内訳は特定財源、国道支出金761万 2 千円、一般財源49万 5 千円でございます。

続きまして、歳出の内容についてご説明を申し上げます。26ページ、27ページをお開き願います。

4 款 1 項 4 目予防費。補正額104万 4 千円、計2,815万円。財源内訳は特定財源、国道支出金104万 4 千円でございます。内容を申し上げます。事業番号 6 番、新型コロナウイルス感染症予防対策事業104万 4 千円。これは、不特定多数の人が集まる室内での事業、行事等において新型コロナウイルス感染を防ぐため、入り口で来場者の体温を検知するサーモグラフィーを 1 台購入するものでございます。

この装置は可搬型のものとして、小学校での利用なども含め諸行事において融通して使用するものでございます。

次に、28ページ、29ページをお開き願います。

9 款 1 項 3 目災害対策費。補正額253万 3 千円、計 2 億1,432万 6 千円。財源内訳は特定財源、国道支出金253万 3 千円。内容を申し上げます。事業番号 8 番、避難所感染症予防対策事業253万 3 千円。これは、北海道避難所運営マニュアルの改正によりまして、新型コロナウイルスを含み感染症対策が加えられたことから、本町の避難所においても、感染症拡大防止に資する備蓄品を概ね 3 日分備えるものでございます。また、避難所内に隔離区域を設けるためのビニールフィルムや換気対策として、送風機を併せて購入するものでございます。

次に、30ページ、31ページをお開き願います。

10款 2 項 1 目学校管理費。補正額91万 1 千円、計8,094万 4 千円。財源内訳は特定財源、国道支出金91万 1 千円。内容を申し上げます。事業番号 8 番、小学校新型コロナウイルス感染症予防対策事業91万 1 千円。これは、小学校での感染を予防するため、消毒液など必要な資材を購入するものでございます。また、小学校においては、学校の給水栓を腕でも開閉できるレバー式に交換する経費も併せて計上してございます。

次、2 目教育振興費。補正額72万 6 千円、計4,287万円。財源内訳は特定財源、国道支出金72万 6 千円。内容を申し上げます。事業番号 7 番、小学校修学旅行保護者負担軽減事業33万 6 千円。これは、新型コロナウイルスの影響により、修学旅行は秋に延期することとなり、これによって生じる旅行代金の増加分や 3 密を避けるための貸切バス増加分の経費を助成し、保護者の負担軽減を図るものでございます。

続きまして、事業番号 8 番、小学校 G I G A スクール構想事業39万円。これは、国が推し進めております G I G A スクール構想を実現するため、学校での端末整備に向け、業者や学校との調整、協議をサポートする会計年度任用職員 1 名を雇用すること、加えて、既存の機器を用いて遠隔事業を実施できる体制を整えるため、I C T 関係事業者に遠隔事業

設定を含めた実地研修業務を委託するものでございます。

会計年度任用職員採用に係る24日分の経費が17万円、オンライン授業準備業務委託経費22万円が内訳となります。

次、3項1目学校管理費。補正額14万8千円、計5,606万8千円。財源内訳は特定財源、国道支出金14万8千円。内容を申し上げます。事業番号6番、中学校新型コロナウイルス感染症予防対策事業14万8千円。これは、中学校での感染を防止するため消毒液などの必要な資材を購入する経費を補正計上するものでございます。

次、2目教育振興費。補正額113万2千円、計3,586万3千円。財源内訳は特定財源、国道支出金113万2千円。内容を申し上げます。事業番号6番、中学校修学旅行保護者負担軽減事業91万2千円。これは、小学校と同様に修学旅行が秋に延期となったため増加する経費を助成し、保護者の負担軽減を図るものでございます。

次に、32ページ、33ページでございます。

事業番号7番、中学校GIGAスクール構想事業22万円。これは、小学校のオンライン授業準備と同じ内容のものを中学校でも行うための経費でございます。

次、4項3目開拓記念館費。補正額49万5千円、計367万4千円。財源内訳は一般財源49万5千円でございます。内容を申し上げます。事業番号1番、開拓記念館管理運営事業49万5千円。これは、開拓記念館のルーフドレンの配管の一部が破損し、展示室内への水漏れが発生したことから、これを修繕する経費を補正計上するものでございます。

次、4目図書館費。補正額111万8千円、計3,562万2千円。財源内訳は特定財源、国道支出金111万8千円。内容を申し上げます。事業番号5番、図書館新型コロナウイルス感染症予防対策事業111万8千円。これは、図書館における新型コロナウイルス感染防止対策として、返却された本の表面及び中のページを紫外線等で殺菌する機械を1台導入するための経費を補正計上するものでございます。

以上が、一般会計の補正予算の内容説明でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第34号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第35号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第15、議案第35号、令和2年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第35号、令和2年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号。

令和2年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第35号、令和2年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号につきまして、内容をご説明申し上げます。

38ページ、39ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により補正のある款のみ申し上げます。

総括、歳入。

1 款、国民健康保険税。補正額823万9千円、これは、国保税収入が当初見込みより増となったもので、農業所得が当初見込みほど悪くなかったためということでございます。計1億8,919万1千円。

4 款、繰入金。補正額減額の823万9千円、これは、国保税収入の増額分について、繰入金を減額するものでございます。計8,334万3千円。

歳入合計、補正額はゼロでございます。計も同様でございます。

次に歳出でございますが、歳出補正はございません。

以上、国民健康保険事業特別会計補正予算の内容でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第35号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第36号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第16、議案第36号、財産の取得についてを議題といたします。提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第36号、財産の取得について。

町は、次のとおり財産を取得する。

提案理由でございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

1、名称及び数量、新庁舎書庫用移動式書架一式。

2、取得の目的、新庁舎建設に伴う備品整備。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、取得価格、金1,222万1千円。

5、契約の相手方、樺戸郡新十津川町字中央18番地11、株式会社松葉、代表取締役社長、松葉篤典。

次に、裏面に参考資料といたしまして、指名業者名等を記載しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

なお、納入期限については、令和3年3月31日までとなっております。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第36号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで、13時まで休憩といたします。

（午前11時30分）

○議長（笹木正文君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

（午後1時00分）

◎一般質問

○議長（笹木正文君） 午前中に日程の順序を変更いたしましたので、日程第7の一般質問を行います。

先例に従い、通告順に進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

5番、小玉博崇君。登壇の上、発言をお願いします。

〔5番 小玉博崇君登壇〕

○5番（小玉博崇君） 議長のご指示がございましたので、町長に一般質問をさせていただきたいと思っております。

私の方からは、介護サービスの存続と包括的な支援体制整備についてのお考えをお聞きしたいというふうに思います。

日本の高齢者数のピークは2045年というふうに言われておりますが、本町の高齢者数のピークは、人口ビジョンによると2020年であり、恐らくここ数年で少しずつ、この高齢者の人口も減少に転じていくだろうというふうに思われます。

しかし一方で、全国的には介護事業者の倒産も増え続けています。この要因は主に介護保険制度の改正によるものなのですが、具体的に言いますと、直近で言いますと、2018年の法改正では、自立支援重度化防止の観点から、ホームヘルパーの生活援助、これは家事や掃除といった、その援助のサービスの報酬単価が軒並み下げられております。また、その生活援助を利用する回数も国が定め、この回数を超えるケアプランを作成する場合は、届け出をしなければならないということで、非常にその影響からですね、多くのヘルパー事業所が非常に減収になるというようなことが全国的にも増えております。

この介護保険制度は、今年でスタートしてから約20年になります。高齢者の増加と持続可能な介護保険制度とするために、国では3年ごとの改正が行われてきております。その度に、様々な方針が変わり、事業者もその運営方針を変更し、サービスの維持のため、経営努力をそれぞれの事業所が行っているところですが、なかなか好転するというのが難しい状況となっております。

このことは、町内事業者においても同様の傾向があり、具体的に言いますと、現在本町では、社会福祉協議会が訪問介護、訪問入浴のサービスを提供しておりますが、経営状況

を見ますと、ここ数年、事業収支は大きく赤字となっております。ただ、町民の中で1人でも利用する方がいれば、このサービスを続けていこうというような考えの中で事業を継続しておりますが、今後、高齢者の人口が減少していくと、更にますます経営状況が悪化していくことが予測されます。

そういったことを考えますと、種別によっては、サービスの存続自体が難しくなることも考えられます。

このような状況下において、要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らしていくために必要な介護サービスを、町としてどのように存続していくのか、あわせて、高齢者が最後まで住みなれた地域で生活できるように、介護、医療、住まい、生活支援のサービスが一体的に提供できるケア体制、地域包括システムの体制の整備、また、その中での地域共生社会の実現をどのように進めていくのか。

本年度の町長の執行方針にもありましたが、この辺をどのように進めていくのか、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） それでは、5番議員さんからのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、ご承知おきのことと存じますけれども、介護保険の取組状況について少し触れさせていただきます。

現在、介護保険により制度設計されているサービスには、在宅サービスが10種類、地域密着型サービスが5種類、施設サービスが4種類あり、そのほかには在宅でサービス計画を策定する介護支援事業所及び介護予防支援事業所がございます。

本町には、在宅サービスが7か所で5種類、地域密着型サービスが1か所で2種類、施設サービスが2か所で2種類提供されておりますが、介護保険で制度設計されているうち、10種類のサービスは町内に事業所はございません。

しかし、介護保険による在宅サービスは、事業所の指定申請時に、事業所がある地域以外へのサービスの提供が出来るように届け出ることが可能であり、本町の住民に対して町外の事業所がサービスの提供を行ったり、本町の事業所が町外で活動することができることになってございます。

近隣市町の各種サービス事業所は、本町のエリアを提供範囲に入れているところも多く、町内に事業所がないサービスについては、滝川市や砂川市などの近隣市町の事業所により支障なく利用出来ている状況であることから、現在のところ需要と供給のバランスがとれていると判断をしております。

介護サービスの利用率が高い75才以上の推移は、今後2、3年は微増もしくは横ばいと予測しております。65歳以上の高齢者の人口でありますけれども、今ほど質問のありましたように、今年がピークか、もしくは以前の推計では来年がピークということで押さえておりましたけれども、平成29年少し前でありまして、そこを頂点に少しずつ減少をしているところであります。

事業所経営につきましては、今後、各種介護サービスの状況から需要とサービス量が適

切であるか検討が必要となってくる時期が来るものと思われます。このことについては、今の5番議員の質問と同じように考えているところでございます。

ご質問の在宅サービスの経営面の関係から、サービス提供の存続の件をどうすべきかということでもありますけれども、現状としましては、利用者の増減や介護報酬の影響を受けやすいことなど、単年度だけの判断だけではなく、長期的に経営の状況を見極めていく必要があると思われます。

今質問の中におきましても、介護保険は3年に1度の見直しをし、介護報酬も少し上がった時期もありましたけれども、近年は下降傾向にあるから、今5番議員からの心配の質問があったというふうに受け止めております。

ちょうど来年から第8期の介護保険計画に入ることも踏まえて、本年度、介護報酬を決める社会保障審議会、今のコロナウイルスの感染症予防から4月に開催する予定が、一昨日の6月1日に開催をしたところでありまして、この緊急事態宣言下における介護事業所、介護サービスの提供におきましては、それぞれその従事に当たる方が熱心に、そして、感染予防しながら、本当に懸命にサービスを提供していただいております。また、感染防止策も今後も徹底をしていきながら、この介護サービスを継続していく、そういったことが厚労省からも事業所に要請をしておりまして、また、審議会の分科会でも、恒久的に、いわゆる事業者に対して、この財政支援を必要ではないかというような意見が今出ているところでございますので、今後、いわゆる来年度から変わる介護報酬がどのように改定されるかということも注目をしていかねばならないというふうに思っているところでございます。

町といたしましては、現在の状況において、町内の事業所への支援をただちに検討する考えはなく、近隣自治体における介護事業所での町民のサービス利用状況や今後の傾向、さらには、ニーズをしっかりと把握しながら、現在のサービス水準を長期的に維持できるように取り進めていきたいと考えております。

併せて、ちょっと他面になりますけれども、高齢者全体、いわゆる45歳以上に影響を及ぼす介護保険料につきましては、空知中部広域連合構成自治体で、介護保険準備基金を設け、その活用等により町民の負担緩和策を講じているところであることも申し添えたいと思っております。

今年度は、介護保険の第8期の策定年でございますので、アンケート調査や、これまでの施策の評価を行っている最中であります。

ここ数年の本町の傾向として、8050問題など高齢者のいる世帯の課題がございまして、介護サービスだけでは解決できない事例が生じていること、さらには、認知症の方の介護が保険によるフォーマルサービスだけでは難しく、多様な形の支援が求められてきております。

しかし現状では、人材の整備が難しい等の支援の提供体制について課題がございまして。このような中、支援していただいている方々は、各々の専門性を生かした得意分野の活動を精力的に展開をしているところではありますけれども、多様化した課題に対応していくためには、高齢、障がい、児童などの対象者の垣根を取り払い、地域の特性を踏まえた上で、包括的に支援を行っていく体制を整備する必要があると考えております。

以上のことから、5番議員から以前、平成30年第1回定例会の一般質問にもありました

とおり、また、町としても懸案事項でございました地域福祉計画を策定については、本年度の執行方針で述べさせていただいたとおり、本年度策定をいたします。

来年度からの新たな経過期間となります高齢者保健福祉計画、さらには、障害福祉計画、介護保険計画などがちょうど見直しをする、そういう計画に合わせた、いわゆるタイミングでこの地域福祉計画を策定をするということでございまして、それぞれの福祉政策の上位計画となるよう、そして、総合的かつ整合性のとれた福祉の充実を図っていくことと考えているところであります。

そして、これまでの間、福祉関係組織団体と顔の見える関係で、今まで構築をしてきた本町独自の基本データを基に、関係者や住民との意見交換や協議を重ね、地域包括システムの細部について具体化し、「我が事、丸ごと」の地域の姿が明確となった地域福祉計画を策定し、介護サービスの存続と包括的な支援体制の充実を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上、5番議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問はございますか。

はい、再質問を許します。

○5番（小玉博崇君） 今、町長の方からお話があったとおり、確かに介護保険の事業所というのはエリアを決めていますから、逆に言ったら、一般市場化された状況の中で、滝川市や砂川市の事業所との競争になってくると。それで、うちの町の中の町内の事業者が、万が一経営が難しくても無くなっても、町外からサービスを導入していけるので、町民の方にはサービスを確保することができるという話だったと思います。

これは確かに介護保険制度の趣旨からいくと、それが本当にオーソドックスな考え方なんですけど、ただ私がちょっと今思っているのは、先ほどから町長のお話があった地域包括システム、各事業所が連携をして、そして、公的なサービスで賄えない部分をそれぞれの連携の支え合いで作っていく、そういったシステムをこれから作ろうとしています。これが本当に国が今、各自治体に求めているものなんですけど、これが例えば、事業所が一方では経営が難しくてもだんだん無くなっていった、例えば、そういったものが町内から無くなっていったときに、果たして、その地域包括システムというところがうまく機能するのかなというような心配も、私は非常に感じる場所なんです。

それで、先ほどもちょっと答弁がありましたけれども、やはり町内には、例えば、赤字でも残しておかなきゃいけない福祉サービスというのは何なんだろう。そういったこともやっぱり今後、検討していく必要があるのかなというふうに感じるんです。

もちろんこれは、売上げが上がらない、商売はやっぱり成り立ちませんから、だから事業をやっぱり止めざるを得ない、もしくは、事業の拠点を新十津川町から人口の多い滝川市だとか、極端な話札幌市だとか、そういったところに移さざるを得ない、そういった事業所も、もしかしたら今後出てくるかもしれないですけども、そうなると、町内にそういった資源がなくなったときに、果たして、その地域包括支援システムというところがうまく稼働するのかな、そこが私は非常に危惧する場所なんです。

今、過疎地域でスーパーが経営がなかなかできない、人口が少なくて経営ができない、そういったところをやっぱり町の中にスーパーを維持するためには、公営のスーパーや公共でやっぱり支えないと、なかなか経営努力では維持できないというような状況がありま

す。

そういったことで、これからもちろん介護保険、これから国の考え方は介護保険だけで福祉を賄う、そうするとやっぱり保険の保険料も上がっていくので、持続可能な介護保険制度を維持していくためには、保険外サービスというんでしょうかね、それぞれの自助、共助、公助というところをうまく作り上げながら、地域包括システムを作っていく形になりますが、ちょっと私はそのなんでしょうね、経営が難しくなる事業は無くなっても、滝川から導入してくればいいのかっていう、もちろんそういう話にはなるんですけども、それは非常にちょっと心配だなというのが、私はすごく感じる場所なんですね。

ですから、今一度そこら辺はぜひ考えていただいて、私はこの地域包括システム、地域共生社会というのを、この新十津川町の状況に合わせたものを作っていくというところをまず早く、やっぱりしっかり協議をして、うちの町にはどのサービスをやったり残していくのか、このサービスはもう無くても外から導入していけるとか、そういったところを私は協議していただきたいなと思います。次に、ではその地域包括システムと地域共生社会というところを今年度の大きなテーマになってきてると思いますが、私はこれ、なかなか地域共生社会と言われても、素晴らしいなっていう感じはするんですけども、あまりにも抽象的で、一体どういうものかというのがちょっと具体性がやっぱりないと思うんですね。

そこで、ここら辺を先ほどは、うちはもうだいぶ介護予防サービスだとか、いろいろスタートしてきて、町のいろんな課題だとかが見えてきているというお話がありましたが、この辺をどのようにこれから、今年度ですね、実際にどのように進めて作っていくのか、ここをちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

町内のそれぞれ介護事業所ございます。その具体的な話は冒頭の質問ではお答えはしてありませんでした。基本的には、町内には今、5番議員の質問の中にあつたように、今ある事業所は財産であります。その貴重な財産、宝をしっかり継続していきたいということは、私もそのように考えております。

そういった中で、今、地域福祉計画を策定する際に、それぞれの介護事業所の得意分野、さらには、いろんな経験を積んできた、いわゆるそういう蓄積がたくさんありますし、職員も抱えております。そういった新十津川の財産をどう活かしていくかという部分では、町がある程度、いろいろ介護事業所と聞き取りをしながら、得意分野を成長させていく。そして、役割をある程度明確にしていくことによって、町内にある事業所のメリハリ、そして競合せず、一定程度競合するものも出てくるかもしれませんが、ある程度、見えた形のそういう専門性、そういったものを持った形で町内にある介護事業所を成長させていきたい。そういうことで、そういったものを作っていくのが地域福祉計画の中に折り込んでいきたいと考えているところであります。

確かに、赤字という、今冒頭の質問の中にもありましたように、社会福祉協議会の事業所経営を見ると赤字ということになっておりますけども、社会福祉協議会の組織というのは、町と社会協議会は福祉の柱として、両方が両輪となって福祉、町民の、いわゆる、ずうっとこの地域に住んでいくためには役割をちゃんと担いながらやっていく、そして、分

担して福祉の充実を図りながら、町民が安心して住み続けられるまちを作っていくためには、社会福祉協議会は本当に重要な組織であるというふうに考えておりますから、介護事業所という部分のそういう部分はありますけど、全体の社会福祉協議会というのは、ちょっと別な組織になっておりますので、そこは違った形の中で、今もそうですけども、いろんな町からの支援だとか協力をしながら、お互い福祉の連携をとって進めているという状況にあることはご理解していると思っておりますけど、併せてそのことを説明をさせていただきたいと思っております。

それと地域共生社会、非常に言葉では、非常に素晴らしいことだというふうに思っていますし、ただそれが、言葉がぼんときたから、明日からこの地域共生社会になるのかというふうになると、それは一朝一夕にはいかないのは、なかなか言葉と行動が伴っていかないというのはあると思っておりますけども、それを目指して、いわゆる新十津川が福祉の充実をしていく、そしてその介護事業所なり福祉の関係団体、いろんなボランティアをしていただく方、そこを連携して福祉の充実を図っていきたいというふうに思っております。

当然、行政区においても行政区内のいろいろ福祉の世帯間交流だとか、それぞれ女性の組織だとか、高齢者の組織団体にも、いろんな形の中で行政区としても支援だとか、いろんなアドバイスをしうまく運営しているそれぞれの団体があります。そういった団体は、団体活動としても当然、行動はしていきますけども、その行動がいろんな部分で、いわゆる、介護度を増さない、いわゆる、上に行かないようにしていく介護予防になったり、そして、いつまでも健康で新十津川に住みやすい環境になっていくなどの大きな効果もあります。福祉だけで地域共生社会ということだけでなく、町全体でいろんな場面で福祉が考えられたり、お互いその自助、共助だとかという話もありましたけども、これに互助が加わったりしながら、お互い助け合ったり支え合ったり、そういう社会を、まちを作っていくためには、少しずつそういうことをお互いが理解しあいながら、お互いが助け合い支え合いながら、そういう福祉の町を作っていくというふうに考えております。

そのために、計画は今年作りますけども、その計画をしっかりと身になるように実践をしていく。そのためにも、先ほどの社会福祉協議会が、人的にもそういう福祉の担い手でもございますから、そことも連携をして、今言った地域共生社会というんですかね、住みやすい社会、誰もが安心して住み続けられる町、そういうものを構築をしていきたいというふうに考えていること申し上げ、再質問のお答えとさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再々質問ございますか。

はい、再々質問を許します。

○5番（小玉博崇君） 今、町長の話聞いてですね、ちょっと本当に少し安心したというか、このままだったら、私はもう本当にこの町からヘルパー事業所が無くなるかな、それこそ訪問入浴の事業が無くなるかな、ケアマネの事業所も無くなるかなというような感じでちょっと思っていたものですから、そういう経営状況なので、赤字だからといって一概に町がそれを負担するってことにはならない、それはすごく重々分かっているんですが、何せその事業所とか法人だとか、そういう団体を大事にしていく、そういったお話がありましたので、是非、お願いをしたいなというのと、本当に先ほど言ったように、それぞれの法人や団体、それぞれの得意、不得意分野の状況がありますので、今一度その役割分担というところは、私も本当にすごく必要、もう今必要だになってというのは凄く感じますので、

そういったことも含めて次のステップの福祉の地域づくりというのを進めていただければなというふうに考えております。

それで、先ほどからちょっとお話があるように、恐らく、今年度これから急速に地域福祉計画等の策定に向けて具体的に動いてくかなと思いますが、やはり、それぞれの事業所が集まって、「さあ課題を出しましょう」ということではなかなかちょっと今は難しいのかなと。それとあと事業所というのは今言ったように、それぞれ自分達の経営で、もういっぱいいっぱいになって、なかなか地域のことまで考える余裕がないのが実際なのかなというふうに感じます。

それで、これからはちょっと提案なんですけれども、やはりこういった地域包括システムの中の特に地域共生社会の実現という部分においては、ある程度、中心的な人材とか、そういう方達と協議をして、やはり基本設計的なものをやっぱりある程度少しなければ、ちょっと皆議論ができないとか、そういったような感じを受けます。

そういったことで、これまでずっといろいろ培ってきた課題なんかを出し合いながら、まず是非、町の方が少しリーダーシップをとって、社協になるか分からないのですが、ちょっとこう基本設計とか、ちょっと見える姿というのでしょうかね、そういったものを作って行って地域福祉計画に反映していくという考え方がいいんじゃないかなということ、私はご提案したいなと思いますが、最後、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは、再々質問のお答えをさせていただきたいというふうに思います。

今ほど5番議員から提案という形の質問ありますけれども、今年、地域福祉計画を作るに当たって、本来であれば4月からいろいろ各事業所なり関係団体といろんな意見交換をしたりして進んで行っていることだったんですけども、新型コロナの関係で少し今なかなかそういうものが停滞をしているのが実態であります。今後、加速的に進めていかなければならないというふうに考えておりますし、この計画はある程度9月ぐらいを目途にしていかないと、ほかにぶら下がる計画との整合性だとか、一体性が見えてきませんから、ここを集中的にやらなければならないというふうに考えております。

そういった中では、どのように進めていくかということにおいても、やはり町がある程度今まで、事業所だとか、その福祉の関係団体だとか、社会福祉協議会などからいろいろ意見交換をしてきたものがありますので、基本的には町がリーダーシップをとってやっていかないと、これからどうしましょうかというやり方をすると時間的にもなかなか難しいというふうに考えております。ただ、一方的に町が決めるということになると、介護事業所の経営まで大きく及ぼすこともないわけではありませぬので、しっかりその部分は相手の気持ち、相手の経営も参酌しながら意見交換をしてまいりますけれども、基本は、町がそれぞれの介護事業所の、質問にもありましたように得意分野がありますから、そういったものを伸ばしていくようにして、それぞれがお互い福祉の役割を担っていただく、そして、まだインフォーマルの部分で、穴が空いている部分がありますから、そこをどういうふうに補完をしていくかという部分を打合わせをしながら、そういう補完しながら、住みやすいまちづくりになるように、町がリーダーシップをとりながらそういう福祉計画の基本設

計を構築して、うまく9月末ぐらいまでに進めていければというふうに考えていることを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 以上で、小玉博崇君の一般質問を終わります。

次に、3番、進藤久美子君。登壇の上、発言を願います。

〔3番 進藤久美子君登壇〕

○3番（進藤久美子君） 議長のお許しをいただきましたので、町長に一般質問させていただきたいと思います。

表題といたしましては、新型コロナウイルス感染症予防対策と予算についてでございます。

新型コロナウイルスの世界的流行という危機の中、国は対策として新型コロナウイルス感染症対策地域創生臨時交付金を各自治体に交付されております。本町においても、一次配分として7,619万6千円が配布されています。

限られた財源の中、スピード感をもって国から示された交付金の制度趣旨に従って、感染予防対策、経済対策、生活支援等の施策をとられてきたことについては大きく評価するところでございます。

いつ終息するか予想のつかない新型コロナウイルス、これからも町独自の施策を進めていかなければならないと覚悟しているところでございます。

そこで、町長にお伺いさせていただきたいと思います。

まず一つ目として、今後の新型コロナウイルス感染症予防対策をどのように進めていかれるおつもりでいらっしゃるのか。

また、二つ目として、対策を進める上での財源の目途は、どのようにお考えになられているのか、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、3番議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

全都道府県に発出されていた新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が、北海道においても解除されましたが、宣言解除後も札幌市を中心に、また、空知地域においても一定程度の感染者が出ており、町政を預かる身として町民の皆さんへの感染が無きよう憂慮しているところであります。

さて、ご質問の1つ目、今後の新型コロナウイルス感染症予防対策などへの対応についてであります。まずをもちまして、これまでの間、本町といたしましても、その時々に必要な様々な対応を進めきているところであります。

3番議員さんの質問と少し重複しますが、本定例会へ付議した補正予算も含めた対応の一端を申し上げますと、感染拡大防止策として、マスクの配布、体温検知用サーモグラフィの導入、避難所における感染症予防対策用品の備蓄などに取り組むとともに、経済対策としては、売上や雇用に影響のある事業者への助成事業の創設などを行ったところであります。

また、教育関係としましては、小中学校での更なる感染予防対策として、衛生管理用品の充実や設備の改修を進めるほか、育英資金の貸付額拡充により就学の機会を確保すると

ともに、修学旅行の延期に伴う安全対策経費等の増高分を支援し、児童生徒の安心な思い出づくりにも配慮したところであります。

緊急事態宣言の解除を受け、これまで実施をしてきた自粛、休業といった措置は、解除されてまいりました。町民の皆さまの自粛などの協力により前進をしてきたと安堵する反面、今後、第3波がくる恐れがあるなど、大きな不安を抱えるなど、依然として予断を許せない状況にあります。

感染症の専門家の方々の言葉をお借りすれば「私たちが自然界の一員である限り、ウイルスと共生していかなければならない」とも言われており、国や北海道は、ウイルスと共存しつつ社会経済活動を行っていくためには、感染予防と日常生活を両立させる、新しい生活様式を取組を定着させていく必要があるとしてございます。

本町においても、町民一人ひとりが感染症のまん延防止に向けた取組や、この新しい生活様式を自分の行動として意識し、実践していくことが何より大切であると考えており、その普及啓蒙に努めるとともに、このような取組を進める中で、町民の皆さまの安心な生活を維持するために、新たな対応を迫られる場面も多々あるかと思われまますので、状況を的確に見極め、これまでと同様、迅速に対処をしていく考え方であります。

次に、質問の2つ目、財源の目途についてであります。本町の各種対策につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を中心に据えて執り進めております。

今、質問の中にありましたように、第1段階として措置された国の総額1兆円の交付金のうち、本町には7,619万6千円が交付されております。現段階において、約6,500万円を事業財源として予算化した状況であり、残りの部分につきましても、今後の各種対策の財源として有効に活用をしていく予定となっております。

また、今月中旬を目途に、この臨時交付金の第2段階として、国の2兆円の追加措置が講じられる予定となりましたので、こちらについても注視をしていかなければと考えております。

仮に、今後の状況の変化によって、これらの交付金だけでは事業展開が出来ないとなった場合、本町では、不測の事態に備えて、計画的に基金への積立を行っておりますので、各種基金の活用により間断のない対策を講じてまいります。

加えて、令和2年度に入ってこの2か月が経過しましたが、新型コロナウイルス感染防止の観点から、当初予算に計上した事業が執行できないといった状況も発生をしております。

例年は、年度末に未執行予算の整理をしておりますが、今年度におきましては、この夏までを一区切りとして、必要となる新型コロナウイルス関連対策事業があれば、第3回定例会において予算の組替を行い、事業財源として有効に活用していく予定としておりますことを申し添えさせていただきます。

以上、3番議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問はございますか。

はい、再質問を許します。

○3番（進藤久美子君） ただ今の町長の答弁によりまして、第2弾の交付金があるってということもありますし、また基金の活用をするということもありますし、第3回の定例会

のときに、執行残になっている予算の組み替えもしていただくということで、予算の確保は確実にしていただけるということで安心していただいております。

しかしながら、町民の皆さんにとりましてこの新型コロナウイルスの影響で大変困っていらっしゃる方のお聞きする場面が多々ございます。ほかの自治体の支援の状況についても、これは本当は比へてはいけないことだとは思いますが、町民の皆さんにとりましては、やっぱり他の自治体の支援の金額っていうか、支援されているものについては、やっぱり注視をされて、新十津川町と比べてしまうっていうのがやっぱり世の常ではないかというふうに思うところでございます。

浦臼町におかれましては、食事券として5千円分、また、買い物券として5千円分の計1万円分。また、雨竜町におかれましては、ふれあい商品券として1万5千円分の支給をされております。また、妹背牛町におかれましては、商品券5千円分。また、財政が厳しいと言われている歌志内市でも、町民1人当たり5千円の商品券を配布しているっていうことで、町民の皆さん大変、町から市からの支援金について本当に敏感なんですね。そして、私のところにも、新十津川は財政的に豊かなのに何でって、こういうふうに困ったときにバツと出してくれないんだらうっていう、そういう声が寄せられております。

ここで、町民の方の声を少し町長のところにも耳に入っているかとは思いますが、ちょっとご紹介させていただきたいと思っております。

小学校の休校により孫を預かることとなりました。家の中でばかり遊ばせていくのも何なので、外で遊ばせてやりたいという気持ちもありまして、外に遊ばせていくときになりますと、帰ってきてから手洗い、うがい、そして入浴など、夫婦2人で暮らしているときよりも水道料金が倍近くになって、本当に水道料金の支払いが大変。また、高校生の生徒さんにおかれましては、全日制、定時制に限らず、家庭の様々な事情でアルバイトをされて家計を支えられてる方もいるとお聞きをしております。そのような中、新型コロナウイルスの緊急事態宣言によって、アルバイトのシフトの減少や自宅待機などで思うようなアルバイト収入が得られなくて困っている等々、様々な町民の皆さんが困った状況を私のところに寄せられております。

こういうときこそ、あなたたち町議がしっかりと行政に物を申す機会がないのかというふうな、そういう批判の声が、私のところに多々寄せられて、私も本当にこの時こそ、町民の皆さんに寄り添って、行政と共に何とか町民の皆さんにお役に立てることをしたいっていうふうに、そういうふうに考えることが今一度多くなったのも事実でございます。

このような町民の皆さんの少しでも不安な気持ちに寄り添うために、町として町民の皆さんに更なる支援っていうか、そうですね商品券とか、そういう支援とかっていうことを町の方ではどのようにお考えになられているのか、町長の考えをお聞かせ願いたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは、3番議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

それぞれの自治体の取組、そして、執行の考え方は、まず違うということをご理解をしている中での質問というふうに受け止めさせていただきたいというふうに思います。

新型コロナウイルス影響により、町民の皆さんの中には収入が大きく減少したといった

方もいらっしゃると思います。また、大きな不安を抱えた中で日々生活を送られている方の気持ちを思うと、心中察するに余りあるところでもあります。

こういった方々につきましては、まずは国や地方自治体、社会福祉協議会などにおいて、税や使用料などの減免や猶予、生活資金の貸付といった制度を設けておりますので、まずはご相談をいただければというふうに考えております。

ご質問にありました、町民の皆様に対する商品券等のような一律の給付を考えてはどうかということでもありますけども、この新型コロナウイルスの関係では、大きく影響を及ぼしている方と影響度合いの少ない方と、町民の方でも様々いらっしゃいます。そういった中において、真に困っている方々、救済措置が必要な方々に対して行うことを優先すべきと考えております。

したがって、今まで町として提案をさせていただいた経済対策等につきましては、そういった真に困っている方々を中心において、どのように措置をしていくのかということ考えた、いわゆる補正予算計上をさせていただいたところでもあります。

したがって、現時点におきましては、現金や商品券等の一律給付は最善の選択ではないというふうに判断をしている考えであることを申し添えさせていただき、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再々質問はございますか。

再々質問を許します。

○3番（進藤久美子君） 町長の方から、金品それとクーポン券のそういう財政的な面での支援はないということをお聞かせ願いました。町民の皆さんも、大変残念に思うところではないんだろうかなっていうふうに思うところではありますが、それ以外にもやっぱり町民の方に安心、安全を確保するためには、様々な面で支援することが大切なのではないかと考えるところでございます。

また、第3波に備えて、マスク、消毒薬、ゴム手袋とか衛生用品の備蓄も、もう第3波によっては必要ではないかというふうに思うところではありますが、その備蓄については、今後、どのようにお考えになってるのか、最後に質問させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 備蓄の考え方でありまして、この度の補正予算計上の中にも避難所における必要な新型コロナウイルスの感染症予防対策のマスク、そして消毒薬、さらには、風を循環させる大きな扇風機など、必要な備蓄用品を購入すべく予算計上させていただき、第3波は来てほしくありませんけれども、第3波に備える必要な物、そして、災害が起きたときに、新型コロナウイルスの感染が拡大しないようなそういった必要な備品、そういったものをご購入させていただく予定になっていること申し上げ、再々質問のお答えとさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 以上で、進藤久美子君の一般質問を終わります。

これをもって、一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。
なお、明日4日は、議案調査のため休会となっております。
5日は、午前10時より再開をいたしますので、よろしくお願いいたします。
それでは、本日の本会議はこれにて散会といたします。ご苦労さまでした。

（午後1時50分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和2年第2回新十津川町議会定例会

令和2年6月5日（金曜日）

午前10時開会

◎議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 経済文教常任委員会報告
(委員会報告第2号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める請願)
- 第3 請願第1号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める請願
(討論及び採決)
- 第4 議案第32号 新十津川町不妊治療費の助成に関する条例の一部改正について
(質疑、討論及び採決)
- 第5 議案第33号 新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について
(質疑、討論及び採決)
- 第6 議案第34号 令和2年度新十津川町一般会計補正予算（第5号）
(質疑、討論及び採決)
- 第7 議案第35号 令和2年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
(質疑、討論及び採決)
- 第8 議案第36号 財産の取得について
(質疑、討論及び採決)
- 第9 議案第37号 新十津川町農業委員会委員の任命について
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第10 議案第38号 新十津川町農業委員会委員の任命について
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第11 議案第39号 新十津川町農業委員会委員の任命について
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第12 議案第40号 新十津川町農業委員会委員の任命について
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第13 議案第41号 新十津川町農業委員会委員の任命について
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第14 議案第42号 新十津川町農業委員会委員の任命について
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第15 議案第43号 新十津川町農業委員会委員の任命について
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第16 議案第44号 新十津川町農業委員会委員の任命について
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第17 議案第45号 新十津川町農業委員会委員の任命について
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第18 議案第46号 新十津川町農業委員会委員の任命について

- (内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第19 議案第47号 新十津川町農業委員会委員の任命について
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第20 議案第48号 新十津川町農業委員会委員の任命について
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第21 議案第49号 新十津川町農業委員会委員の任命について
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第22 議案第50号 新十津川町農業委員会委員の任命について
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第23 議案第51号 新十津川町農業委員会委員の任命について
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第24 議案第52号 新十津川町農業委員会委員の任命について
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第25 議案第53号 新十津川町農業委員会委員の任命について
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第26 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第27 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第28 発議第2号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書
(提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第29 閉会中委員会所管事務調査申し出について

◎出席議員 (11名)

1番	井 向	一 徳 君	2番	村 井	利 行 君
3番	進 藤	久美子 君	4番	鈴 井	康 裕 君
5番	小 玉	博 崇 君	6番	杉 本	初 美 君
7番	西 内	陽 美 君	8番	長谷川	秀 樹 君
9番	長 名	實 君	10番	安 中	経 人 君
11番	笹 木	正 文 君			

◎欠席議員 (なし)

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊 田	義 信 君
副町長	小 林	透 君
教育長	久保田	純 史 君
代表監査委員	岩 井	良 道 君
監査委員	奥 芝	理 郎 君

会計管理者	内 田	充 君
総務課長	寺 田	佳 正 君
住民課長	平 田	智 子 君
保健福祉課長	長 島	史 和 君
産業振興課長兼		
農業委員会事務局長	小 松	敬 典 君
建設課長	谷 口	秀 樹 君
教育委員会事務局長	後 木	満 男 君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中 畑	晃 君
--------	-----	-----

◎開議の宣告

○議長（笹木正文君） 皆さん、おはようございます。

ただ今出席している議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、7番、西内陽美君。8番、長谷川秀樹君。両名を指名いたします。

◎経済文教常任委員会報告、質疑

○議長（笹木正文君） 日程第2、経済文教常任委員会報告を行います。

6月3日の定例会議におきまして、経済文教常任委員会に付託してございます請願第1号について、審査結果の報告を経済文教常任委員会委員長よりお願いいたします。
経済文教常任委員会委員長、鈴木康裕君。

〔経済文教常任委員会委員長 鈴木康裕君登壇〕

○経済文教常任委員会委員長（鈴木康裕君） 皆さん、おはようございます。それでは、経済文教常任委員会の審査報告をしたいと思います。

6月3日に定例会後に常任委員会が行われまして、付託されました請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、新十津川町議会会議規則第94条の規定により報告します。

議案の番号、請願第1号、件名、新たな基本計画における農村振興の強化を求める請願。審査結果でございますが、採択すべきものと審査いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（笹木正文君） 報告を終わります。

これより、報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◎請願第1号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第3、請願第1号、新たな基本計画における農村振興の強化を求める請願を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、採択すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号、新たな基本計画における農村振興の強化を求める請願は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

ただ今、採択と決定いたしました請願第1号につきましては、意見書を審査する必要があるがございます。

議案配付のため、暫時休憩といたします。

（暫時休憩）

〔議案配付〕

○議長（笹木正文君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎日程変更

○議長（笹木正文君） ここで、事務局長より日程の変更を申し上げます。

議会事務局長。

○議会事務局長（中畑晃君） それでは、議事日程の変更について申し上げます。皆さまにお配りしております議事日程表をご覧いただきたいと思っております。

日程第28の閉会中委員会所管事務調査申し出についてを日程第29とし、日程第27の次に日程第28として、発議第2号、新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書を追加していただきまして、ご審議くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 日程第4に入る前に、これから提案されます議案第32号から議案第36号までの案件につきましては、6月3日の定例本会議で提案理由並びに内容の説明を終わっております。

よって、ただちに質疑に入りますので、よろしくお願いいたします。

◎議案第32号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第4、議案第32号、新十津川町不妊治療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

3番、進藤久美子君。

○3番（進藤久美子君） この条例改正については、とても良いことだと考えるところがございます。しかしながら、この新型コロナウイルスについては、未だまだ終息という道が見えない中、令和3年3月31日までの間に延期するというふうに、ここの所に書いてあ

るところでございます。

それ以降に延期になった場合については、町としては、もう1回条例改正をされるのか、そこら辺のところちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（長島史和君） 3番議員のご質問にお答えいたします。

今回の条例改正は、令和2年度までの時限立法ということで行わせていただきました。

今回の条例改正につきましても、国の方から、厚生労働省の方からの方針ということで、その通達に基づき条例改正を行いました。

今議員さんのおっしゃられたとおり、終息が見えない中でというところでございますので、今後、来年度に向けてどのような形で国からの通達があるかと思えます。それに基づきまして、来年の今回と同じような時期にですね、条例改正を行うこともありうるということで考えてございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 今回の不妊治療の開始を1年遅らせた場合の年齢制限を現行の43歳未満から44歳未満へと1年間延長されるという議案でございます。これは理解したんですけども、開始年齢による助成回数について、ちょっとお伺いしたいんですが、特定不妊治療の場合に開始時期が40歳未満の方は、通算6回助成が受けられます。40歳を超えると3回しかできませんので、もし開始をこの方が40歳到達してから開始しようとなったときには、その場合には助成回数は3回に減らされるのか、それとも今回の特例措置によっては、そのまま現行どおり6回まで受けられるのかということをお伺いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（長島史和君） ただ今の7番議員のご質問にお答えいたします。

助成回数につきましては、本町におきましては規則の方で定めさせていただいております。今おっしゃられました40歳未満であれば6回の部分を41歳未満6回に規則改正を行いますので、そちらの方で対応するというところで行っております。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、新十津川町不妊治療費の助成に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第5、議案第33号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 議案書でもいいんですけども、新旧対照表の5ページ、6ページにわたりますが、この部分でお聞きしたいんですけども、長期譲渡所得に係る国保税の課税特例についてのご説明をいただきました。

その説明の際には、課税の特例を減免対象世帯に適用するためというご説明だったかと思うんですけども、具体的にですね、この第35条の3第1項がどういう内容で、これが加わった場合に、本町の住民の方にどのような影響があるのかということ、もう少し詳しく教えていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（平田智子君） 7番議員のご質問にお答えします。

これにつきましては、附則の第35条の方につきましては、長期譲渡所得、そして、第5項の方は短期の譲渡所得、で、所得があった方については、確定申告等にの時に、その分収入として申告されるんですが、これにつきましては、令和3年1月1日の基準をもってする確定申告、来年になりますけど、その時には、その分を控除した状態でということで、要するに、減額してって意味にはなるかと思うんですけども、単純に言いますと、控除して、それを所得として見るという形になりますので、長期譲渡所得があった方についても、本来は収入として本人は受けてるんですが、それに係る所得を控除する形で全体の所得を考えるとということで、所得金額が下がるということになります。

それによりまして、国保税等につきましては、所得が下がるということになりますので、国保税についても税額が下がっていくというような形で計算されるということになるかと思っております。分かっていたかもしれませんが。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

いや、なんだったら質問してください。

○7番（西内陽美君） この特例措置についての内容を、もう少しちょっと分かりやすく教えていただければと思うんですが、控除される部分というのが、この附則の中に出てくるんですけども、その35の3の第1というのが、いろいろ調べたんですけども、住民の方に直接どのようなものがあるとか、時限立法なのかとか、いろいろ調べたんですが、その辺りの情報というのがうまく手に入れるっていうか、することができなかったもんですから、それをお聞きしたかったんですけども。

また、これに限っては令和3年1月1日からとなりますが、その理由ももし教えていただければと思ひまして。

○議長（笹木正文君） はい、住民課長。

○住民課長（平田智子君） はい、7番議員の質問にお答えします。

まず、令和3年の1月1日に施行というのは、先ほど言いましたように確定申告等の基準が1月1日ですね、前年の所得を1月1日をもって確定申告にしますのです、それで、令和3年の1月1日、要するに、今年の1年間にあった所得について、来年確定申告をする際に適用するもの。ということで考えていただければよろしいかと思ひます。

そうしまして、まず、短期譲渡所得と長期譲渡所得の内容なんですけど、短期譲渡というのは、売却した不動産を所有しているのが5年以内、以下の場合に、譲渡所得の税率が39パーセントかかるものになります。そうしまして、長期譲渡所得につきましては、5年を超えたものを売却した場合ですね、この場合は若干下がりますして20パーセントの所得税率がかかるということになっておりまして、この分について、通常であればその分が不動産等譲渡があった場合に、その分も所得として見なければいけないものなんですけど、その分を今回の国保税ですね、国保税の税率を来年、令和3年度ですね、3年度に計算する際に、この譲渡所得については軽減して、控除してというのですかね、控除して、所得を下げるような形で計算しますよということになりますので、国保に加入されてる方で不動産の売却をして、ある程度の収入が入った人であっても、その分については、ちょっと軽減したような形、控除したような形で国保税の税額を決めますので、そういう面では税額が下がるというような手続をするということになります。これでよろしいでしょうか。

一応、分かりやすく説明すると、今のような形になります。

すみません、条文自体をこの場に持ってきてなかったものですから、ちょっと条文読み上げることが今はできないんですが、もしあれでしたら後ほどお持ちしますか。

はい、分かりました。

○議長（笹木正文君） お願いいたします。

○住民課長（平田智子君） 後ほど準備させていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長（笹木正文君） それはあとで配付するということで、これは採決までいたします。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第6、議案第34号、令和2年度新十津川町一般会計補正予算第5号を議題といたします。

質疑はございませんか。

3番、進藤久美子君。

○3番（進藤久美子君） 9款1項3目災害対策費の事業番号8番、避難所感染予防対策事業についてお伺いをさせていただきます。

これは、避難所を全部っていうことになるかと、相当、相当っていうか、結構数があります。地震の時の避難所、また、水害の時の避難所、その他に福祉避難所もありますし、そのほかに小学校とか中学校とか、そういういろいろな避難所があって、全部で26か所避難所があると思うんですが、その避難所全部にこの3日分の備蓄品をご用意されるおつもりなのか、避難所を特定して、こことここだけには置くとかってそういう形になりますか。その避難所の場所を教えてくださいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） それでは、3番議員の質疑にお答えをいたします。

今回の計上させていただいた内容について、少しご説明をさせていただく形でお答えさせていただきます。

5月に北海道の避難所運営マニュアル、これが改正されまして、感染症対策のために備蓄しておくべきものが例示されたところでございます。今回計上させていただいたのは、ここに出てくる物を基本にそろえることとしてございます。

今ご質疑の中にあつたように、本町には26避難所というものがございます。感染症対策としてですね、1人当たりの面積を少し多く取るようにという指示もございますので、26の施設合せますと2,651人、計算上は避難するという形になって出てございます。ここに避難する方々の3日分ということで、今回は物品を計上させていただいたところでございます。

内容を少し説明させていただきますと、消耗品としては、使い捨てマスク、大人用、子供用、それぞれ大人用が8,000枚、子供用1,800枚。また、衛生用品として、手指消毒用の消毒液やハンドソープ、非接触型の体温計20、これは先般の臨時議会においても、公共施設に配置する予算を議決いただきましたが、配置されていない施設、あるいは不足する部分について補うといったものでございます。

また、汚物処理セット、使い捨て手袋などのほか、こういった物のほか、発症者が万が一出た場合に隔離をする部屋があればよろしいんですが、そういったものがない場合に、簡易的に隔離の部屋を作るビニールですね、そういったものも購入する予定としてございます。

また、備品購入費といたしまして、避難所の換気対策が求められておりますので、ほとんどの場合は窓やドアの開閉により対応することとなりますが、大きな避難所であります

スポーツセンター、こちらにつきましては、アリーナ部分に窓がないという状況でございます。換気対策にやや不安な部分があることから、羽の直径1メートルの大型送風機、これを2台購入いたしまして、非常口などに設置して換気を行う、こういった対策をとる計画としてございます。

最後に、参考までにちょっと申し添えさせていただきます。

今回の北海道の避難所の運営マニュアルにおきましては、行政として備蓄するものが例示された一方ですね、住民の方々、住民の方々自らに持参して欲しい物品などについても触れられております。

例えば、マスク、アルコール消毒液、あるいは、体温計といったもの、こういったものについては、できる限り住民の方が避難する際に持参して欲しい物として挙げられてございますので、私どもで備蓄する一方におきまして、行政区の自主防災組織の訓練など、こういった場を使って、こういった啓蒙もしてまいりたいというようなこととなります。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

鈴木康裕君。

○4番（鈴木康裕君） 3点ありますけど、よろしいですか。1点ずつの方がよろしいですか。

○議長（笹木正文君） 1個ずつに分けようか。

○4番（鈴木康裕君） 27ページの衛生費のところですけども、新型コロナウイルス感染予防対策で、サーモグラフィーを設置するというところでございますが、サーモグラフィーも調べてみますと、いろいろピンからキリまでございますし、どれくらいの性能のものを入れられるのか。

例えば、精度がぱっと見て、温度が0.5度以内とか0.3度以内とかいろいろありますし、最大何人を図れるとか、また、何人分、30分で5,000人とか、そういうようなのも出てきましたけれども、その辺の性能のことが分かりましたら教えていただきたいんですが。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（長島史和君） 4番議員のご質問にお答えいたします。

今回、導入いたしますサーマルカメラにつきましては、ドーム型のもので同時に20名までが測定可能でございます。測定速度につきましては、1秒ということでの性能でございます。1秒で計れますので、1時間で何人っていう部分はちょっと人数はちょっと把握はあれなんですけれども、いずれにせよ、かなりの速度で計れる。

あと、測定誤差につきましても、今回は人体表面温度に特化した物品ということで、プラスマイナス0.5の測定誤差という性能でございます。

機器としましてはですね、そのカメラを三脚に据えまして、パソコンのモニターですね、そちらにつなげて画面を見ながら通った人が何度、何度というのが見られるというものでございます。

そういった中で、可搬式でございますので、いろんな場所で使えるということで、今後のイベント等に使いまして、あくまで簡易的なものですので、もし37.5度以上の方がい

らっしゃれば、呼び止めまして、きちっとした体温計で計っていただいて、やはり37度5歩以上ありますねということが分かれば、退席いただくっていいですか、お帰りいただくような形で運用ができればというふうに思っております。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

はい、次。

○4番（鈴木康裕君） それでは、二つまとめて教育委員会ですので、まず31ページの教育振興費、両方とも小学校の修学旅行並びに中学校の修学旅行費で、改定でですね、秋に修学旅行を催すということで、貸切バスの費用ということで、保護者負担金を減らすということですが、まだ終息してない段階で、今秋に行く、密を避けるということで貸切バスを増便して児童生徒の感染予防に努めるということですが、そのほかにも訪問先の今までの見学や体験など、その辺の変更もあり得るかなと、その辺の対策について、この辺については考えられているのか。また、疑いとか、中学生では被災地の語り部さんの話を聞くとか、いろんなメニューございますけれども、変更に伴う費用などは、今後また補正で出てくるのか、その辺を伺いたいと思います。

それともう一つ教育委員会ですので、次のページの図書館の感染予防のための消毒機ですか、紫外線で消毒機、滝川でも寄贈されてるようなものがありますが、その金額の半分ぐらいかなと思うんですが、大体、新書で言えば何冊ぐらい消毒できるのか、その辺を教えてくださいなと思います。以上です。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（後木満男君） それでは、4番議員のご質疑にお答えいたします。

まず、修学旅行の負担軽減の関係でございますが、4番議員さんおっしゃられたように、まずバスの方は密を避けるということで、隣り合わせに座らないような形で2席で1人が座るような形でということから、2台のバスを3台に増やして対応するというように考えております。

それから、現地でのいろんな体験でございますが、当然、感染対策はしっかりいたします。また、受け入れの方でも、その部分については十分気を使って進めておりますので、連絡を取りながら、どのような感染対策を行って受け入れてくれるのか、その辺は学校も含めて十分な対応をさせていただきたいというふうに考えております。

それと、図書館の消毒機の関係でございますが、図書館の消毒機につきましては、1回に6冊消毒できるようになっております。これにつきましては、光、紫外線の消毒と消毒の液を循環するような形で、空気でも消毒するような形をとるような機械となっております。

それでまず、使用方法についても少しお話しさせていただきますが、図書館に返却された本についてですね、基本的には職員で消毒を行うということで、すべての返ってきた本を消毒するというので、それと、本を借りる方が、再度、消毒して帰りたいというときには、本を借りた方が消毒して持って帰るというような、二重のような形でできるように考えております。

6冊ということで、時間については大体30秒で消毒されるということですので、30秒から1分消毒すれば、きれいな本になるというようなことで、この機械の性能を押さえてお

ります。以上でございます。

○議長（笹木正文君） ほかに質疑ございませんか。

5番、小玉博崇君。

○5番（小玉博崇君） 同じく、教育振興費の事業番号8番のG I G Aスクール構想事業についてお聞きしたいと思えます。

国では、このG I G Aスクール構想を実現するというので、目標では、確か令和5年度、令和5年くらいに全国の小中学校、学校のG I G Aスクール構想を実現するというような目標が出ておりますが、本町については、この大事業でとりあえず準備という状況の予算なのかなというふうに思えますが、今後ですね、本町がこのG I G Aスクール構想を実現に向けてのスケジューリングですね。それは一体どのような目標で、今後進めていくのかということと、現段階においての、もう既に実施されているような、例えば、教職員の研修等ですね、その辺も何か計画がされているのか、その辺をお聞きしたいと思えます。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（後木満男君） それでは、5番議員のご質疑にお答えいたします。

まず、G I G Aスクール構想でございますが、児童生徒に1人1台のタブレットを持たせるというような計画でございます。

それで、本町の昨年までの計画としましては、令和3年と4年で納入をするというような計画になっておりましたが、国の補正予算がつきまして、全国すべて本年度中にタブレットを1人1台購入するというような日程となっております。

本町におきましても、そのようなスケジュールになりましたので、現在のところ、9月の議会に向けて、どのような内容の物を整備していくかということで、今後、学校あるいは役場の情報担当、それと今回、補正で会計年度任用職員ということで予算をつけさせていただきましたが、そういう機器について少し知識のある方を補助的に雇用させていただいて、アドバイスをいただきながら内容を詰めてまいりたいというふうに考えております。

今後、学校の方でいろんな使い方を検討します。昨年までは、あまりオンラインの授業という部分は触れられていなかったんですけども、やはり今年になって、このコロナウイルスの関係でオンライン授業にも対応できるもの、これがピックアップされてきております。

そんなことから、その辺の使えるものということの機種を選定にもなりますし、もちろんオンライン授業、普段はやらない形ですので、その納入したタブレットを普段どのように使っていくかと、どのようなソフトを取り入れてという部分については、十分学校と詰めながら、機器をどうしようものにするか、ソフトをどのようなものを納入していくかという部分については、今後、7月、8月、遅くとも8月を目途に、内容を詰めてまいりたいというふうに考えております。

その上で、補助申請を行いまして、機器の納入については、現在のところ、できれば年内、遅くとも年度内ということに考えておりますが、全国一律で納入という形になりましたので、非常に機器が不足してるのと、あと中国の方から部品も入ってきていないという部分がございますので、できるだけ早く対応して納入したいと思っておりますが、入らな

いというおそれもあります。

その辺については、機器の納入については、都道府県が調整に入るということで聞いておりますので、その辺も含めて納入を急いでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

○5番（小玉博崇君） 今ほど説明がありましたが、今度は本当に1人1台の端末ということで、学校の教育内容なんかはかなり大きく考え方っていうか、方法が変わってくるのかなと思うんですね。

それに向けての教職員の対応も、これまでとはがらっと変わったやり方での授業の仕方というようなことになるかなと思いますが、教職員に対しては、どのような形で研修等ですね、そういったICT活用に向けての十分な充実した教育に向けての研修、その辺の整備というのは、どういうふうに考えてるかを教えていただきたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（後木満男君） それでは、5番議員の質疑にお答えいたします。

教職員の研修等の対応でございますが、まず、今回の補正でも計上させていただいた部分がございます。オンライン授業の準備の業務委託ということで、個別にZoom等を使って、使っている先生もいらっしゃいますけれども、実際にどのように使うことが効果的なのか、Zoom以外のソフトもございますので、その辺でどんな使い方をすることが、子どもたちの学習に有効なのかという部分も含めましてですね、研修の機会の費用を今回計上させていただいております。

学校において、例えば、パソコン教室と別室で遠隔授業のシミュレーションをするような形で進めて、実際には学校と家庭で遠隔授業が必要になったときにすぐ対応できるように、研修の費用を今回みさせていただきます。

それと、学校においてでも、今後、ICTの活用っていうのは当然、進めていかなければならないという重要な事項でございますので、教育振興会の研修も含めて、いろんな様々な研修の機会がありますので、先生方にも積極的に研修に当たっていただくと、ご参加していただくというようなことで進めてまいりたいと思います。

先生方の中にも詳しい先生もいらっしゃいますので、校内においてもできるだけその知識を共有していただくような形で、このICTの活用を進めてまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。

○議長（笹木正文君） ほかに質疑ございませんか。

6番、杉本初美君。

○6番（杉本初美君） 31ページの8番なんですけれども、消毒液のことですが、消毒に使われている液なんですけれども、アルコール消毒ですか、それとも、次亜塩素酸水でございますか。

それとですね、消毒液は3か月とか1か月とか、いや1年とか2年で効力なくなるものがあるんですけれども、小学校の消毒液はどのようなものを使われているかということが1点です。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（後木満男君） それでは、6番議員のご質疑にお答えいたします。
まず、小学校で使われている消毒液ということでのご質問でございますが、現在、次亜塩素酸水とアルコールを消毒に使っております。また、漂白剤も薄めて使うというような工夫もしております。そのような場所、場所で使い方が効果的なものを選んで使っているというような形でございます。

それと、子どもたちについては、手洗いをまず基本としておりますので、手洗いは石けんですとか、手洗い洗剤ということで、手洗いもしっかりやっただいているというような状況でございます。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

○教育委員会事務局長（後木満男君） 失礼しました。それと、有効期限でございますが、その商品によって違いますけども、例えば、次亜塩素酸水であれば3か月の保存期間というのが今回購入するものでございますし、次亜塩素酸水を作るパウダーというのも今回購入したいと考えております。パウダーについては、水で薄めて使うものですが、パウダーの状態ですと3年間保存が効くということで、これを、使い方を工夫しながら使用していくということと考えております。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

次の質問ですか。

○6番（杉本初美君） それからですね、水道水のレバー一式って先日言われてましたけども、レバー一式の蛇口何箇所分なんでございましょうか。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（後木満男君） それではお答えいたします。

小学校でございますが、水飲み場の混合水洗が6か所でございます。それと、普通の蛇口も6か所に3個ずつございますので18個。水飲み場については、混合水洗が6個、蛇口が18個の交換でございます。

それと、トイレが6か所ございまして、1か所当たり混合水洗3個ということで、18個の交換というようなことで、今回、取り替えをいたします。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号、令和2年度新十津川町一般会計補正予算第5号は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第35号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第7、議案第35号、令和2年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、令和2年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

ここで、11時まで休憩といたします。

(午前10時45分)

○議長（笹木正文君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

(午前11時00分)

◎議案第36号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第8、議案第36号、財産の取得についてを議題といたします。
質疑はございませんか。

4番、鈴井康裕君。

○4番（鈴井康裕君） 財産の規格なんですけれども、書架とあって、単式移動式6段4連ってありますが、これ新庁舎の書庫、議場の横に予定されてる書庫に全部入る物なんですか。ここに一室でしょうか。それだけ確認なんです。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（谷口秀樹君） 4番議員さんのご質問にお答えをいたします。

今回、新調いたします書架につきましては、3階の今お話しされた議場の横の書庫にすべて収納される予定でございます。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第9、議案第37号、新十津川町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、杉本初美君の退席を求めます。

〔杉本初美君退場〕

○議長（笹木正文君） 本案件につきまして、提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第37号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

提案理由でございます。農業委員会委員が令和2年7月19日付けで任期満了となるため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、同意を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

住所、樺戸郡新十津川町字中央73番地43。

氏名、杉本初美。昭和23年4月12日生まれ、72歳です。

杉本氏は、平成27年5月より町議会議員として、また、平成29年7月からは農業委員としてご活躍されております。

平成29年からの農業委員会法改正、この初の女性委員として、また、農業以外の立場の農業委員として、農業委員会が所管する業務について中立で公正な判断をさせていただきます。町民からの信頼も厚く、農業委員として適任であると考え任命いたしたく、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

以上を申し上げ、提案理由と内容説明とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第37号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、新十津川町農業委員会委員の任命については、同意することに決定をいたしました。

杉本初美君の入場を求めます。

〔杉本初美君入場〕

○議長（笹木正文君） ここで、先ほどの採決の結果について、ご本人にお伝えいたします。

本議会は、杉本初美君を新十津川町農業委員会委員に任命することに同意したことをお知らせいたします。

◎一括上程

○議長（笹木正文君） お諮りいたします。

次に上程されます日程第10から日程第25までの案件につきまして、一括して上程をいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第10、議案第38号、新十津川町農業委員会委員の任命についてから日程第25、議案第53号、新十津川町農業委員会委員の任命についてまでは、一括議題とすることに決定いたしました。

◎議案第38号から議案第53号までの上程、説明、質疑

○議長（笹木正文君） それでは、議案第38号から議案第53号までにつきまして、提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今議案第38号から議案第53号まで、一括上程させていただきましたので、提案理由と内容の説明を申し上げさせていただきます。

議案第38号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

提案理由でございます。農業委員会委員が令和2年7月19日付けで任期満了となるため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、同意を求めるものでございます。

以降、議案53号まで、提案理由は同様でございますので、議案第39号からの提案理由の説明を割愛させていただきます。

内容の説明を申し上げます。

住所、樺戸郡新十津川町字花月385番地5。

氏名、上杉秀正。昭和31年5月2日生まれ、64歳です。

上杉氏は認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、平成24年から平成28年までは共済組合総代を務め、平成29年7月からは農業委員として活躍されております。農業への識見も高く、地域の農業者からの推薦もあることから、農業委員として適任であると考え、任命したいとするものであります。

○町長（熊田義信君） 続きまして、議案第39号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字吉野37番地121。

氏名、川村登。昭和46年5月5日生まれ、49歳です。

川村氏は、認定農業者であり、地域の中心的な農業者として信頼も厚く、平成12年にピネ農業協同組合青年部長を務め、平成29年7月からは農業委員としてご活躍されております。農業への識見も高く、地域の農業者からの推薦もあることから、農業委員として適任であると考え、任命したいとするものでございます。

○町長（熊田義信君） 続きまして、議案第40号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字花月941番地。

氏名、続木秀則。昭和39年1月2日生まれ、56歳です。

続木氏は、認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、平成23年から平成27年まで農民協議会執行委員を務められ、平成26年7月からは農業委員としてご活躍されております。農業への識見も高く、地域の農業者からの推薦もあることから、農業委員として適任であると考え、任命したいとするものでございます。

○町長（熊田義信君） 続きまして、議案第41号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字学園14番地7。

氏名、稲葉敏。昭和37年6月17日生まれ、57歳です。

稲葉氏は、認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、平成27年には徳富区区長を、平成28年には土地改良区の総代を務められております。農業への識見も高く、地域の農業者からの推薦もあることから、農業委員として適任であると考え、任命したいとするものでございます。

○町長（熊田義信君） 続きまして、議案第42号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求めます。

住所、樺戸郡新十津川町字総進1432番地2。

氏名、乗松良行。昭和50年7月22日生まれ、44歳です。

乗松氏は、認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、平成27年から平成29年まで農民協議会書記次長を務められ、平成29年7月からは農業委員としてご活躍されております。農業への識見も高く、地域の農業者からの推薦もあることから、農業委員として適任であると考え、任命したいとするものでございます。

○町長（熊田義信君） 続きまして、議案第43号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求めます。

住所、樺戸郡新十津川町字吉野502番地15。

氏名、阪口徳幸。昭和40年11月14日生まれ、54歳です。

阪口氏は、認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、平成12年8月から土地改良区の総代、理事、理事長代理を歴任し、平成30年3月からは理事長を務められ、また、平成30年3月からは農業委員として活躍をされてございます。農業への識見も高く、土地改良区から推薦もあることから、農業委員として適任であると考え、任命したいとするものでございます。

○町長（熊田義信君） 続きまして、議案第44号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求めます。

住所、樺戸郡新十津川町字中央54番地4。

氏名、高橋了裕。昭和37年4月3日生まれ、58歳でございます。

高橋氏は、認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、平成17年から平成24年まで農民協議会執行委員、監事、副委員長を歴任し、平成29年7月からは農業委員としてご活躍されております。農業への識見も高く、地域の農業者からの推薦もあることから、農業委員として適任であると考え、任命したいとするものでございます。

○町長（熊田義信君） 続きまして、議案第45号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求めます。

住所、樺戸郡新十津川町字大和175番地8。

氏名、村本健。昭和42年7月13日生まれ、52歳であります。

村本氏は、認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、平成20年にはピンネ農業協同組合総代を、平成27年と平成28年には南大和第2機械利用組合組合長を務められ、平成28年からは土地改良区の総代としてご活躍されております。農業への識見も高く、地域の農業者からの推薦もあることから、農業委員として適任であると考え、任命したいとするものでございます。

○町長（熊田義信君） 続きまして、議案第46号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求めます。

住所、樺戸郡新十津川町字大和36番地8。

氏名、坂本和隆。昭和39年4月26日生まれ、56歳です。

坂本氏は、認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、平成23年からピンネ農業協同組合総代を、平成24年からは土地改良区総代を務められ、平成29年7月からは農業委員としてご活躍されております。農業への識見も高く、地域の農業者からの推薦もあることから、農業委員として適任であると考え、任命したいとするものでございます。

○町長（熊田義信君） 続きまして、議案第47号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求めます。

住所、樺戸郡新十津川町字大和71番地24。

氏名、田中千久。昭和39年5月4日生まれ、56才です。

田中氏は、認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、平成24年から29年度まで農民協議会の監事を務められ、平成29年7月からは農業委員としてご活躍されております。農業への識見も高く、地域の農業者からの推薦もあることから、農業委員として適任であると考え、任命したいとするものでございます。

○町長（熊田義信君） 続きまして、議案第48号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求めます。

住所、樺戸郡新十津川町字花月340番地7。

氏名、木村文秋。昭和30年9月21日生まれ、64歳です。

木村氏は、認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、平成25年5月から農業共済組合総代を、平成26年と平成27年には花月区長を務められ、平成29年7月からは農業委員としてご活躍されております。農業への識見も高く、地域の農業者からの推薦もあることから、農業委員として適任であると考え、任命したいとするものでございます。

○町長（熊田義信君） 続きまして、議案第49号、新十津川町農業委員会委員の任命につ

いて。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字総進196番地5。

氏名、小林勝。昭和36年9月29日生まれ、58歳です。

小林氏は、認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、平成25年に総進区長を務められ、平成29年からは新十津川町畜産振興協議会会長としてご活躍されております。農業への識見も高く、地域の農業者からの推薦もあることから、農業委員として適任であると考え、任命したいとするものでございます。

○町長（熊田義信君） 続きまして、議案第50号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字大和14番地15。

氏名、宮本英靖。昭和28年4月29日生まれ、67歳です。

宮本氏は、認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、平成14年7月からは農業委員として、平成20年6月からはピンネ農業協同組合代表理事組合長としてご活躍されております。農業への識見も高く、ピンネ農業協同組合からの推薦もあることから、農業委員として適任であると考え、任命したいとするものでございます。

○町長（熊田義信君） 続きまして、議案第51号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員の委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字花月237番地5。

氏名、坂下敏浩。昭和35年11月5日生まれ、59歳でございます。

坂下氏は、認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も熱く厚く、花月小学校PTA会長や、平成29年7月から農業委員としてご活躍されております。農業への識見も高く、地域の農業者からの推薦もあることから、農業委員として適任であると考え、任命したいとするものでございます。

○町長（熊田義信君） 議案第52号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字花月1533番地1。

氏名、中嶋和己。昭和40年9月8日生まれ、54歳です。

中嶋氏は、認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、平成9年に下徳富農業協同組合青年部長、平成22年から平成27年まで農業共済組合総代、平成26年にピンネ農業協同組合総代、平成28年に土地改良区総代を務められ、平成29年7月からは農業委員としてご活躍されております。農業への識見も高く、地域の農業者から推薦もあることから、農業委員として適任であると考え、任命したいとするものでございます。

○町長（熊田義信君） 続きまして、議案第53号、新十津川町農業委員会委員の任命につ

いて。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字弥生777番地。

氏名、千石洋彰。昭和42年2月14日生まれ、53歳です。

千石氏は、認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、平成14年にピ
ンネ農業協同組合青年部長、平成26年にミニトマト部会長、平成30年には園芸振興会会長
としてご活躍されております。農業への識見も高く、地域の農業者からの推薦もあること
から、農業委員として適任であると考え、任命したいとするものでございます。

以上、一括上程をさせていただきました議案38号から議案53号までの提案理由及び内容
の説明とさせていただきます。何とぞご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第38号から議案第53号までの提案理由並びに内容の
説明を終わります。

議案第38号から議案第53号まで、ただちに質疑に入ります。

質疑につきましても一括して行い、討論及び採決は1件ずつ進めてまいります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◎議案第38号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） これより、案件ごとに討論と採決を行います。

初めに、議案第38号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、新十津川町農業委員会委員の任命については、同意すること
に決定をいたしました。

◎議案第39号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 次に、議案第39号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号、新十津川町農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

◎議案第40号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 次に、議案第40号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、新十津川町農業委員会委員の任命については、同意することに決定をいたしました。

◎議案第41号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 次に、議案第41号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号、新十津川町農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

◎議案第42号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 次に、議案第42号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号、新十津川町農業委員会委員の任命については、同意することに決定をいたしました。

◎議案第43号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 次に、議案第43号について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号、新十津川町農業委員会委員の任命については、同意することに決定をいたしました。

◎議案第44号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 次に、議案第44号について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、新十津川町農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

◎議案第45号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 次に、議案第45号について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号、新十津川町農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

◎議案第46号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 次に、議案第46号について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、新十津川町農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

◎議案第47号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 次に、議案第47号について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、新十津川町農業委員会委員の任命については、同意することに決定をいたしました。

◎議案第48号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 次に、議案第48号について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、新十津川町農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

◎議案第49号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 次に、議案第49号について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号、新十津川町農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

◎議案第50号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 次に、議案第50号について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、新十津川町農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

◎議案第51号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 次に、議案第51号について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、新十津川町農業委員会委員の任命については、同意すること

に決定をいたしました。

◎議案第52号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 次に、議案第52号について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、新十津川町農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

◎議案第53号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 次に、議案第53号について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、新十津川町農業委員会委員の任命については、同意することに決定をいたしました。

○議長（笹木正文君） お諮りいたします。

次に、上程されます日程第26及び日程第27の案件につきまして、一括して上程をしたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第26、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第27、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦については、一括議題とすることに決定いたしました。

◎諮問第1号及び第2号の上程、説明、質疑

○議長（笹木正文君） それでは、諮問第1号及び諮問第2号につきまして、提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今一括上程いただきました諮問第1号及び第2号の提案理由及び内容説明を申し上げます。

最初に、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、意見を求める。

提案理由。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、意見を求めるものであります。

内容を申し上げます。

住所、樺戸郡新十津川町字中央303番地13。

氏名、前谷弘志。昭和31年11月3日生まれ。63歳であります。

前谷氏は、38年間町職員として活躍され、定年退職後の平成29年10月から3年間人権擁護委員としてご活躍いただいておりますが、令和2年9月30日をもって任期満了となることから、引き続き人権擁護委員として推薦をするものでございます。

前谷氏は、人権擁護委員のほか、令和2年1月からは中央区長を歴任され、人格識見が高く、人権擁護についての理解も十分兼ね備えていることから、適任であると考え、推薦したいとするものでございます。

○町長（熊田義信君） 続きまして、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、意見を求める。

提案理由につきましては、諮問1号と同様でございます。

内容を申し上げます。

住所、樺戸郡新十津川町字中央7番地53。

氏名、遠藤久美子、昭和34年2月18日生まれ、61歳です。

この度、人権擁護委員としてご活躍いただきました方のご退任に伴い、後任として、中央区在住の遠藤久美子様を推薦するものでございます。

遠藤氏におかれましては、42年間新十津川町役場に奉職し、福祉、教育、農政、商工観光、生活安全と様々な業務に携わり、町民からの信頼度が高く、中立公正さは兼ね備えております。

また、人格識見も高く、人権擁護についての理解も十分あることから、人権擁護委員として適任であると考え、推薦したいとするものでございます。

以上、諮問1号及び第2号の提案理由と内容の説明とさせていただきます。何とぞご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、諮問第1号及び諮問第2号の提案理由並びに内容の説明を終わります。

本案件は、適任又は不適任、いずれかの意見を答申する議決であります。

ただちに質疑に入ります。

質疑につきましても、一括して行い、討論及び採決は1件ずつ進めてまいります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◎諮問第1号の討論及び採決

- 議長（笹木正文君） これよりは、案件ごとに討論と採決を行います。
初めに、諮問第1号について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより、諮問第1号を採決いたします。
本諮問に対しては、適任として意見を答申することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。
したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、適任として意見を答申することに決定いたしました。
-

◎諮問第2号のの討論及び採決

- 議長（笹木正文君） 次に、諮問第2号について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより、諮問第2号を採決いたします。
本諮問に対しては、適任として意見を答申することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。
したがって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦については、適任として意見を答申することに決定をいたしました。
-

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論及び採決

- 議長（笹木正文君） 日程第28、発議第2号、新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

4番、鈴井康裕君。

〔経済文教常任委員会委員長 鈴井康裕登壇〕

- 経済文教常任委員会委員長（鈴井康裕君） それでは発議第2号について、ご説明を申し上げます。

提出者、賛成者は、記載のとおりでございます。

新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書。

このことについて、地方自治法第112条及び新十津川町議会会議規則第14条の規定によ

り裏面のとおり提出するものでございます。

裏面をご覧ください。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書。

我が国の農業は、相次ぐ大型自由貿易協定の発効によって、農畜産物の国境措置がぜい弱化し、外国産との市場競争にさらされ、農業者は生産と価格の面で厳しい環境下に置かれている。更に、近年では頻発する自然災害の影響や、新型コロナウイルス感染症が発生し、様々なリスクが浮き彫りとなっており、特に不測時における衣、食をはじめとした生活物資不足への対応が課題となっている。こうした中、地域においては人、物、情報などが滞っており、経済の疲弊による不安が高まっていることから、今後の地域再生に向けた取組が急務となっている。

一方、政府が今年3月に新たに策定した、今後の10年間の農政の指針となる、食料、農業、農村基本計画の推進に当たっては、食料、農業、農村基本法での食料の安定供給、多面的機能の発揮、農業の持続的発展、農村の振興の理念の下、食料自給率の向上と食料安全保障を確立し、地域社会の維持及び存続を図る地域政策が重要となっており、産業政策との両輪として実効性のある具体的な施策が求められている。

ついては、以上のとおり地域経済、社会が甚大な影響を被っていることから万全な対策を図るとともに、一次産業を含めた農村地域の一層の振興を図るべく、次のとおり要望する。

1、農村地域で安心して暮らせる生活環境の整備に向けて、都市部と同等の医療、福祉、教育、雇用及び情報通信などについての十分な政策支援を講ずること。

また、基幹産業である農業への政策として、農地の維持に係る日本型直接支払の拡充強化や地域社会の維持と活性化につながる新たな政策支援を講ずること。

2、食料安全保障の観点から、新たな基本計画で掲げる食料自給率目標、カロリーベース45パーセントが確実に達成できるよう、農畜産物の市場開放に歯止めを掛けるとともに、国内農業の生産並びに農村振興の強化など具体的な施策を講ずること。

また、国内農畜産物の再生産に向けた農業経営の安定化、所得補償の充実を図るとともに、災害に強い農業づくりに向けた十分な財政措置を講ずること。

3、家族農業や農業法人など、多様な農業が共存できる地域政策の充実を図り、次世代を担う新規就農者や後継者などの育成と確保対策を強化するとともに、農村人口の維持や移住及び定住促進に向けた環境整備のための手厚い財政支援を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

本日付け、議長名で、提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣に提出をお願いしたいと思います。

この案件について、議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（笹木正文君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号、新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（笹木正文君） 日程第29、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、皆さまのお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき申し出がございますので、これを許可することにしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

◎閉議の宣告

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、本定例会に付議された議案は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（笹木正文君） 令和2年第2回新十津川町議会定例会を閉会をいたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時44分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員